



2024年10月22日

各位

会社名 株式会社マックハウス  
代表者名 代表取締役社長 石野 孝司  
(コード番号 7603 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理部長 小林 大介  
(TEL. 03-3316-1911)

(訂正)「G Future Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び株式会社ジーエフホールディングスとの業務提携契約締結に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が2024年10月11日付で公表いたしました「G Future Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び株式会社ジーエフホールディングスとの業務提携契約締結に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所につきましては、下線で示しております。

記

<表題>

【訂正前】

G Future Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び株式会社ジーエフホールディングスとの業務提携契約締結に関するお知らせ

【訂正後】

G Future Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び株式会社ジーエフホールディングス株式会社との業務提携契約締結に関するお知らせ

- I. 本公開買付けに関する意見表明について
3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
  - (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由
    - ① 本公開買付けの概要

【訂正前】

(前略)

公開買付者の無限責任組合員であるトラストアップは、投資対象企業の事業拡大やバリューアップ支援を目的として2019年5月15日に設立され、ファンド組成により上場会社へ出資するPIPEs事業、企

業の買収・合併を支援する M&A 事業、そして経営戦略の立案や業務改善を提案するコンサルティング事業を通じてお客様のビジネスの成長と発展をサポートしており、これまで、株式会社トリプルアイズ、オルトプラス株式会社、株式会社イー・ロジット及び株式会社ウェルディッシュに対し投資を行ってきたとのことです。

(後略)

#### 【訂正後】

(前略)

公開買付者の無限責任組合員であるトラストアップは、投資対象企業の事業拡大やバリューアップ支援を目的として 2019 年 5 月 15 日に設立され、ファンド組成により上場会社へ出資する PIPEs 事業、企業の買収・合併を支援する M&A 事業、そして経営戦略の立案や業務改善を提案するコンサルティング事業を通じてお客様のビジネスの成長と発展をサポートしており、これまで、株式会社トリプルアイズ、株式会社オルトプラス、株式会社イー・ロジット及び株式会社ウェルディッシュに対し投資を行ってきたとのことです。

(後略)

#### ② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

#### 【訂正前】

(前略)

また、ジーエフホールディングスは、回答書の受領を受けて、チヨダとの間で、2024 年 8 月 23 日に面談を実施し、当社の売上高に占める EC による取引実績が低迷していることや、当社において顧客情報を取得する方法を確立していないこと、ターゲット層の高齢化といった、ジーエフホールディングスにおいて認識している当社のアパレル事業に関する課題を伝達すると共に、これらの課題を改善するための今後の方針について協議したとのことです。また、ジーエフホールディングスは、同日中に、さらに検討を進めた結果、ジーエフホールディングス自身ではなく、その子会社の資金を活用すると共に、これまでも株式会社トリプルアイズ、オルトプラス株式会社、株式会社イー・ロジット及び株式会社ウェルディッシュといった上場会社に対する投資実績を有する公開買付者である G Future Fund 1 号投資事業有限責任組合を活用して、本公開買付けを実施することが望ましいと判断するに至り、同日に、その旨をトラストアップに打診・協議した結果、公開買付者を公開買付者として、本公開買付けを実施することを決定し、公開買付者、当社、ジーエフホールディングス、gf.P 及びチヨダから独立したリーガル・アドバイザーであるニューポート法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所を同日付で選任し、同事務所らから適宜助言を受ける等しつつ、本公開買付けについての具体的な検討を継続したとのことです。また、同日中に、チヨダに対し、ジーエフホールディングスではなく公開買付者を公開買付者として、本公開買付けを実施することを決定した旨を伝達したとのことです。

(中略)

具体的には、2024 年 9 月 2 日、ジーエフホールディングスは、当社との面談を実施し、ジーエフホールディングスについて、その概要及び運営又は関与している事業の概要並びに有するノウハウや知見等について改めて説明したとのことです。そして、ジーエフホールディングスを中心としたジーエフグループは、国内外の検品・物流業務やそのコンサルティングを担っている株式会社ジーエフのほか、複数のアパレルブランドを有する子会社 (gf.S 株式会社、株式会社テットオム、株式会社ジャヴァコーポレーション等)、EC・マーケティング戦略を担う子会社 (gf.E 株式会社等)、小売プラットフォームを運営する子会社 (gf.P) 等、40 社を超える企業集団となっており、ジーエフグループがアパレル事業の運営に関して有するノウハウ・知見は、当社の事業の再建・改善に寄与できる旨を説明したとのことです。

また、当社は2018年より長期に渡り業績赤字の状況下で深刻な経営難に陥っており、ジーエフホールディングスが事業面での再建を進める上で、主に業務コストの見直し、不採算店舗の精査、従業員の意識改革が必要であると認識しており、加えて、当社のECによる取引実績は、2024年2月期時点で当社の全体の売上げの5%に留まっており、当社店舗における売上が売上全体の大半を占めているため、事業構造上、商圈に縛られる事業展開になっており、ECの導入が進むアパレル業界において、ビジネスモデルが旧態化していること、顧客管理が行き届いておらずロイヤルカスタマー（注4）が育っていないこと等が、当社の事業運営において特に深刻な問題であると考えている旨も併せて説明したとのことです。そして、ジーエフグループは、中国を中心としてアジアに53カ所の検品拠点を有しており、その拠点を活用して人件費、保管費が安価な海外にて物流工程の大半を対応することで、コスト削減を見込むことができると考えていること、現状当社が有する物流拠点はわずか1拠点であることから、ジーエフグループの有する国内の43カ所の物流拠点を利用することで、物流効率を向上させることができると考えていること、様々な人気アパレルブランドに提供しているジーエフグループのフルフィルメントサービスを活用する事で業務効率化を図ることができると考えていること、ジーエフグループの知見経験を活かし、当社の顧客管理を徹底し、今後は、ロイヤルカスタマーの獲得を目指し、ペルソナ分析を実施することで、展開ブランド、マーチャンダイジング（MD）の再構築が可能であると考えていることを伝達したとのことです。

（後略）

#### 【訂正後】

（前略）

また、ジーエフホールディングスは、回答書の受領を受けて、チヨダとの間で、2024年8月23日に面談を実施し、当社の売上高に占めるECによる取引実績が低迷していることや、当社において顧客情報を取得する方法を確立していないこと、ターゲット層の高齢化といった、ジーエフホールディングスにおいて認識している当社のアパレル事業に関する課題を伝達すると共に、これらの課題を改善するための今後の方針について協議したとのことです。また、ジーエフホールディングスは、同日中に、さらに検討を進めた結果、ジーエフホールディングス自身ではなく、その子会社の資金を活用すると共に、これまでも株式会社オルトプラス及び株式会社イー・ロジットといった上場会社に対する投資実績を有する公開買付者であるG Future Fund 1号投資事業有限責任組合を活用して、本公開買付けを実施することが望ましいと判断するに至り、同日に、その旨をトラストアップに打診・協議した結果、公開買付者を公開買付者として、本公開買付けを実施することを決定し、公開買付者、当社、ジーエフホールディングス、gf.P及びチヨダから独立したリーガル・アドバイザーであるニューポート法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所を同日付で選任し、同事務所らから適宜助言を受ける等しつつ、本公開買付けについての具体的な検討を継続したとのことです。また、同日中に、チヨダに対し、ジーエフホールディングスではなく公開買付者を公開買付者として、本公開買付けを実施することを決定した旨を伝達したとのことです。

（中略）

具体的には、2024年9月2日、ジーエフホールディングスは、当社との面談を実施し、ジーエフホールディングスについて、その概要及び運営又は関与している事業の概要並びに有するノウハウや知見等について改めて説明したとのことです。そして、ジーエフホールディングスを中心としたジーエフグループは、国内外の検品・物流業務やそのコンサルティングを担っているジーエフ株式会社のほか、複数のアパレルブランドを有する子会社（gf.S株式会社、株式会社テット・オム、株式会社ジャヴァコーポレーション等）、EC・マーケティング戦略を担う子会社（gf.E株式会社等）、小売プラットフォームを運営する子会社（gf.P）等、40社を超える企業集団となっており、ジーエフグループがアパレル事業の運営に関して有するノウハウ・知見は、当社の事業の再建・改善に寄与できる旨を説明したとのことです。また、当社は2018年より長期に渡り業績赤字の状況下で深刻な経営難に陥っており、ジーエフホールデ

ィングスが事業面での再建を進める上で、主に業務コストの見直し、不採算店舗の精査、従業員の意識改革が必要であると認識しており、加えて、当社の EC による取引実績は、2024 年 2 月期時点で当社の全体の売上げの 5%に留まっており、当社店舗における売上が売上全体の大半を占めているため、事業構造上、商圈に縛られる事業展開になっており、EC の導入が進むアパレル業界において、ビジネスモデルが旧態化していること、顧客管理が行き届いておらずロイヤルカスタマー（注 4）が育っていないこと等が、当社の事業運営において特に深刻な問題であると考えている旨も併せて説明したとのことです。そして、ジーエフグループは、中国を中心としてアジアに 53 ヶ所の検品拠点を有しており、その拠点を活用して人件費、保管費が安価な海外にて物流工程の大半を対応することで、コスト削減を見込むことができると考えていること、現状当社が有する物流拠点はわずか 1 拠点であることから、ジーエフグループの有する国内の 43 ヶ所の物流拠点を利用することで、物流効率を向上させることができると考えていること、様々な人気アパレルブランドに提供しているジーエフグループのフルフィルメントサービスを活用する事で業務効率化を図ることができると考えていること、ジーエフグループの知見経験を活かし、当社の顧客管理を徹底し、今後は、ロイヤルカスタマーの獲得を目指し、ペルソナ分析を実施することで、展開ブランド、マーチャンダイジング（MD）の再構築が可能であると考えていることを伝達したとのことです。

（後略）

（7）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

【訂正前】

（前略）

2. 答申の理由

（1）本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項

（中略）

① 本取引が当社の企業価値向上に資すること

（i）本特別委員会は、書面での質疑応答及びジーエフホールディングスに対するインタビュー（以下、「インタビュー（ジーエフホールディングス）」という。）による質疑応答を通じて、以下の回答を得た。

- ・ ジーエフホールディングスとして、ジーエフグループは、国内外の検品・物流業務やそのコンサルティングを担う株式会社ジーエフ、複数のアパレルブランドを有する子会社、EC・マーケティング戦略を担う子会社、小売プラットフォームを運営する子会社等、40社を超える企業集団となっており、ジーエフグループがアパレル事業の運営に関して有するノウハウ・知見は、当社の事業の再建・改善に寄与できると考えていること。

（後略）

【訂正後】

（前略）

2. 答申の理由

（1）本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項

（中略）

① 本取引が当社の企業価値向上に資すること

(i) 本特別委員会は、書面での質疑応答及びジーエフホールディングスに対するインタビュー（以下、「インタビュー（ジーエフホールディングス）」という。）による質疑応答を通じて、以下の回答を得た。

- ・ ジーエフホールディングスとして、ジーエフグループは、国内外の検品・物流業務やそのコンサルティングを担うジーエフ株式会社、複数のアパレルブランドを有する子会社、EC・マーケティング戦略を担う子会社、小売プラットフォームを運営する子会社等、40社を超える企業集団となっており、ジーエフグループがアパレル事業の運営に関して有するノウハウ・知見は、当社の事業の再建・改善に寄与できると考えていること。

(後略)

以 上

(参考) 2024年10月22日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マックハウス株式(証券コード:7603)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」(別添)



2024年10月22日

各 位

会 社 名 株式会社マックハウス  
代表者名 代表取締役社長 石野 孝司  
(コード番号 7603 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理部長 小林 大介  
電 話 (03) 3316 - 1911

団体名 G Future Fund1号投資事業有限責任組合  
無限責任組合員 トラストアップ株式会社  
代表取締役 鈴江 正幸

**(訂正) G Future Fund1号投資事業有限責任組合による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マックハウス株式(証券コード:7603)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

G Future Fund1号投資事業有限責任組合は株式会社マックハウスの普通株式に対する公開買付けに関する2024年10月15日付公開買付届出書について、金融商品取引法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2024年10月22日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2024年10月11日付「株式会社マックハウス(証券コード:7603)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び2024年10月15日付「公開買付開始公告」の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、G Future Fund1号投資事業有限責任組合(公開買付者)が、株式会社マックハウス(公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年10月22日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マックハウス株式(証券コード:7603)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2024年10月22日

各位

団体名 G Future Fund1号投資事業有限責任組合  
無限責任組合員 トラストアップ株式会社  
代表取締役 鈴江 正幸

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「株式会社マックハウス株式(証券コード:7603)に対する公開買付けの開始  
に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

G Future Fund1号投資事業有限責任組合(以下「公開買付者」といいます。)は、2024年10月11日、株式会社東京証券取引所のスタンダード市場に上場している株式会社マックハウス(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25条。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2024年10月15日から本公開買付けを開始しております。

今般、2024年10月15日付で提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書及びその添付書類である2024年10月15日付公開買付開始公告(以下「本公開買付開始公告」といいます。)について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2024年10月22日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2024年10月11日付「株式会社マックハウス(証券コード:7603)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。

また、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正内容

I. 2024年10月11日付「株式会社マックハウス(証券コード:7603)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容

【訂正前】

(前略)

公開買付者の無限責任組合員であるトラストアップは、投資対象企業の事業拡大やバリューアップ支援を目的として 2019 年 5 月 15 日に設立され、ファンド組成により上場会社へ出資する PIPEs 事業、企業の買収・合併を支援する M&A 事業、そして経営戦略の立案や業務改善を提案するコンサルティング事業を通じてお客様のビジネスの成長と発展をサポートしており、これまで、株式会社トリプルアイズ、オルトプラス株式会社、株式会社イー・ロジット及び株式会社ウェルディッシュに対し投資を行ってまいりました。

(中略)

対象者が 2024 年 10 月 11 日に公表した「G Future Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び株式会社ジーエフホールディングスとの業務提携契約締結に関するお知らせ」によれば、対象者は、2024 年 10 月 11 日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明すること、及び(i)本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)が、公開買付者とチヨダとの間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、(ii)本公開買付価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であること、(iii)本公開買付けには買付予定数に上限(10,050,000株、所有割合:65.00%)が設定され、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であり、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

(後略)

【訂正後】

(前略)

公開買付者の無限責任組合員であるトラストアップは、投資対象企業の事業拡大やバリューアップ支援を目的として 2019 年 5 月 15 日に設立され、ファンド組成により上場会社へ出資する PIPEs 事業、企業の買収・合併を支援する M&A 事業、そして経営戦略の立案や業務改善を提案するコンサルティング事業を通じてお客様のビジネスの成長と発展をサポートしており、これまで、株式会社トリプルアイズ、株式会社オルトプラス、株式会社イー・ロジット及び株式会社ウェルディッシュに対し投資を行ってまいりました。

(中略)

対象者が 2024 年 10 月 11 日に公表した「G Future Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及びジーエフホールディングス株式会社との業務提携契約締結に関するお知らせ」によれば、対象者は、2024 年 10 月



11 日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明すること、及び(i)本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付け価格」といいます。)が、公開買付者とチヨダとの間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、(ii)本公開買付け価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であること、(iii)本公開買付けには買付予定数に上限(10,050,000株。所有割合:65.00%)が設定され、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であり、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

(後略)

## II. 本公開買付け開始公告の訂正内容

### 1. 公開買付けの目的

#### (1) 本公開買付けの概要

##### 【訂正前】

(前略)

公開買付者の無限責任組合員であるトラストアップは、投資対象企業の事業拡大やバリューアップ支援を目的として2019年5月15日に設立され、ファンド組成により上場会社へ出資するPIPEs事業、企業の買収・合併を支援するM&A事業、そして経営戦略の立案や業務改善を提案するコンサルティング事業を通じてお客様のビジネスの成長と発展をサポートしており、これまで、株式会社トリプルアイズ、オルトプラス株式会社、株式会社イー・ロジット及び株式会社ウェルディッシュに対し投資を行ってまいりました。

(後略)

##### 【訂正後】

(前略)

公開買付者の無限責任組合員であるトラストアップは、投資対象企業の事業拡大やバリューアップ支援を目的として2019年5月15日に設立され、ファンド組成により上場会社へ出資するPIPEs事業、企業の買収・合併を支援するM&A事業、そして経営戦略の立案や業務改善を提案するコンサルティング事業を通じてお客様のビジネスの成長と発展をサポートしており、これまで、株式会社トリプルアイズ、株式会社オルトプラス、株式会社イー・ロジット及び株式会社ウェルディッシュに対し投資を行ってまいりました。

(後略)

## 2. その他

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主様ご自身の判断で申込みを行ってください。

このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

以上